最新の最高裁判例を一早く解説!北九州の企業の方必見

同一労働同一賃金」対応セミナーのご案内

セミナーのコンセプト

豪華2本立て 特別開催

先日6月1日に同一労働同一賃金をめぐって争われていた2件の事案について、最高裁判所が初めて判断をくだしました。この最高裁判所の判断は、現在国会で議論されている「働き方改革」関連法案にも関係する重要なものです。

そこで、今回は判決が出されて間もない段階で、労働問題を専門的に取り扱う弁護士と社会 保険労務士という複数の専門士業が今回の最高裁判決を分析、解説し、今後企業がどのような 対策をとるべきなのか、それぞれの立場でお話しいたします。

北九州の企業の皆様はふるってご参加ください。

セミナーのテーマ

講師紹介

第 1 部

第

2

部

『速報 最高裁判例の徹底解説!』

- 〇6月1日の最高裁判決の分析、解説
- ○働き方改革関連法案の最新状況
- 〇同一労働同一賃金に対する企業の対応のポイント



弁護士 西村裕一

『同一労働同一賃金への実務対応』

- 〇「同一労働同一賃金ガイドライン案」の概要
- 〇契約社員、パートタイマー等非正規社員の処遇 見直しのポイント
- ○定年再雇用者の処遇の決め方のポイント



特定社会保険労務士 人事コンサルタント 三原 靖

◆日時 平成30年7月24(火)

14:00~17:00(開場13:30)

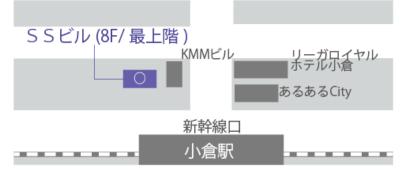
- ◆参加料 3000円(税込み) 顧問先企業様は無料
- ◆ 会場 デイライト法律事務所小倉オフィス内 セミナールーム (裏面地図参照)
- ◆ 定員 **24名**(定員になりしだい締め切らせていただきます のでお早めのお申し込みをお願いします。)

お申込み専用FAX 092(409)1069 お申し込みはカンタン! 下記にご記入の上、今すぐ FAX いただくだけでOK!

7月24日 「同一労働同一賃金」セミナー会場ご案内 & FAXお申込書 |

デイライト法律事務所小倉オフィス内 セミナールーム 北九州市小倉北区浅野2-12-21SSビル7階





【アクセス】

JR小倉駅新幹線口 徒歩約1分 · 近辺に時間貸駐車場有

弁護士法人 デイライト法律事務所のご紹介

特に、労働問題については会社側(使用者側)に注力しており、顧問先企業以外の会社や社会保険労務士からも、多数の相談を受け、また、積極的にセミナーを開催しております。 労働問題に関する当事務所の実績、方針等の詳細については下記のホームページをご参照ください。

福岡の弁護士による労働問題Online

【福岡 労働問題 弁護士】でご検索ください

URL: www.fukuoka-roumu.jp



社会保険労務士法人九州人事マネジメントのご紹介

弊社は、企業経営における人事・労務の専門家パートナーとして、良好な労使関係・職場環境の構築をお手伝いし、企業経営の発展と従業員の働き甲斐の実現に尽力させていただいております。昨年はプライバシーマークを取得し情報管理に力を入れています、また北九州商工会議所のアドバイザーとして、地元企業の多くのご相談へ対応いたしております。

【社会保険労務士法人九州人事マネジメントホームページ】

URL:http://sr-kyusyujinji.com/

45		労務主法人 九州人事マ J JINII MAUAGEMENT	#9×21 Mage 1	-513-8800 = cs-os-	38:03 1:08-<
(iii)	Pro-II BRITISH	MREA RESID	HET-	NEWS HE	
	B At	ACCUSED AND DESCRIPTION OF THE PARTY OF THE	秀士法人九州人事 人の存続にかか・ は作りをサポートし	っています。	
			HEYE YAR TO	MANUSAMAN H	
API	AND DESCRIPTIONS OF THE PARTY O	.5. P. 30	Now h	正療福祉等選所導向け・ 北海副共和にマクチップニュー	
	8128 H.V.	5 1		直衛指揮事業所能向け	
	数2路 (A.A. 程・光田数数 (A.A.	MANAGEMENT &	Parama de la parama dela parama de la parama dela parama de la parama dela	高度福祉事業が確介け	
6.4	数2路 (A.A. 程・光田数数 (A.A.	SEAMOND TORNESSE STATE STATE SPACEA	DETROIT OF DECRETATION	正常信任事業所能力け ・ 北井田上京市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
40.7481	# 10.00 PLA	SEAMOND TORNESSE STATE STATE SPACEA	PATRON DE BALBORN DE B	正常程は事業所能力は ・ の物は、また・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
62.7481 5098	\$28 P.A. W. MARTER PA.A. P.A. P.A. P.A. P.A. P.A. P.A. P.	AND SECULAR SE	SATESTA SE SATESTA SE SATESTA SE	直要指指事業所能のは ・ 声音楽泉中でアップエンー ・ から後に苦格 ・ 日本日本では一名 ・ 日本日本の本では一名 ・ 日本日本では一名 ・ 日本日本の本では一名 ・ 日本日本では一名 ・ 日本日本では一名	

お申し込みご記入欄

※申込み用紙のお客様情報は、セミナーご案内等、営業活動やアンケート等に使用することがあります。 会場の都合上、お申込み人数を制限させていただく場合がございます。

00 1 0 20 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1								
事業所名			E -	m a	i l		@	
所在地				Е	L	()
			F	A	X	()
参加者名		ふ						
		りが					役職名	
		な					711	

本セミナーに関するお問合せはこちら TEL. 092-409-1068 (ディライト法律事務所・企業法務チーム)